

平成31年2月定例教育委員会会議録

平成31年塩尻市教育委員会2月定例教育委員会が、平成31年2月21日、午後1時30分、塩尻総合文化センター302多目的室に招集された。

会 議 日 程

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

- 報告第1号 主な行事等報告について
報告第2号 3月の行事予定について
報告第3号 後援・共催について

4 議 事

- 議事第1号 塩尻市立小・中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則
議事第2号 塩尻市職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令
議事第3号 塩尻市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
議事第4号 塩尻市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則
議事第5号 塩尻市立中学校における部活動指導員設置要綱
議事第6号 塩尻市木曾平沢伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について

5 その他

- その他第1号 教育委員会事務局に係る例規の制定及び改正（案）について〈期間限定非公開〉
その他第2号 平成30年度教育委員会関係補正予算（案）について〈期間限定非公開〉
その他第3号 平成31年度教育委員会関係予算（案）概要〈期間限定非公開〉

6 閉 会

○ 出席委員

教育長	山 田 富 康	教育長職務代理者	小 澤 嘉 和
委員	林 貞 子	委員	嶋 崎 栄 子
委員	石 井 勉		

○ 欠席委員

なし

○ 説明のため出席した者

こども教育部長 (新体育館建設プロジェクトリーダー)	中野 昭彦	市民交流センター・ 生涯学習部長	中野 実佐雄
こども教育部次長 (家庭支援課長)	百瀬 公章	市民交流センター・生涯 学習部次長(社会教育課 長)	胡桃 慶三
教育総務課長 こども課長	太田 文和 青木 正典	平出博物館長 スポーツ推進課係長(新 体育館建設プロジェク ト)	小松 学 高谷 和則
子育て支援センター所長	羽多野 紀子	男女共同参画・若者サポ ート課長	嶋崎 豊
主任学校教育指導員	黒澤 増博	交流支援課長 図書館係長	山崎 浩明 宇治橋 多恵

○ 事務局出席者

教育企画係長 横山 朝征

1 開会

山田教育長 それでは、皆さん、こんにちは。ただいまから2月の定例教育委員会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

2月も下旬となつてまいりました。日も大分長く、そして濃くなってきております。きょうもお隣の公園へ行ってきたんですけど、南向きの土手にはオオイヌノフグリが随分花の数が多くなりまして、色も鮮やかになってまいりました。いよいよ本格的な春への足音が大きくなってきているなあと、このように感じたところであります。

そうした暖かい春なんですけれども、最近心を痛めていることの一つに千葉県野田市の小学校4年生女児の虐待死事件があります。ニュースで流れるたびに、一つの大切な命を本人の意思に反して守りきれなかったことについて、教育に携わる者の自分事として悔やまれ、痛切に反省させられます。この件につきましては、この後の教育長報告でも触れたいと思います。

いよいよ今月も下旬になり、あと今年度も残すところ1カ月少しということになってまいりました。教育委員会事務局を初め各出先の機関においても、これまでの取り組みを振り返りまとめをするとともに、来たるべき年度の準備を滞ることなく進める時期となりました。持続的かつ先進的、そして創造的な取り組みを目指し、心して準備を進めてまいりたいと思います。それでは、次第に従いまして先に進めさせていただきます。

2 前回会議録の承認

山田教育長 それでは、2番、前回会議録の承認につきまして事務局からお願いいたします。

横山教育企画係長 前回、1月定例教育委員会の会議録につきましては、既に御確認をいただいております。この会議の終了後に御署名をいただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

山田教育長 それでは、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

山田教育長 それでは、そのようにお願いいたします。

3 教育長報告

山田教育長 それでは、3番、教育長報告に入ります。本日は、さきに述べました児童虐待、この一点に絞ってお話しをさせていただきたいと思います。

児童虐待については、6月の定例教育委員会に続き今年度2回目の報告ということになります。何としても、身近な大人からの虐待によって悲しみ苦しみ、命の危機にさらされる子供たちを出したくない、そうした強い願いをもって報告させていただきます。千葉県野田市での事件につきましては、小学校4年生の女子児童が亡くなり、父親と母親がともに逮捕されるという最悪の結果となってしまいました。

これまでに報道されました内容を総合すると、幾つかの背景が浮かび上がってまいります。もちろん、家庭内での暴力が日常的に行われてきたということから、子供の養育に第一義的な責任を持つ保護者の課題が第一に挙げられます。そして、最悪の事態を想定し子供の人権と命を守り切る、そうした役割を果たすべき学校や教育委員会、児童相談所などの関係機関の危機意識の希薄さが挙げられます。そのために学校や教育委員会、児童相談所などがとるべきその時々への対応に適切さを欠いたり、本来連携して子供を守るべき機関の連携が十分でなかったりしたことが挙げられます。さらには、親戚や隣人そして地域住民のこの世帯のありようへの心配の薄さ、そうしたことも重なってこの事件が起きたのではないかと思います。

児童虐待の状況を、平成29年度の児童相談所の虐待相談受付件数で見ると、全国的には13万3,778件と報道されております。年々増加の一途をたどり10年前の何と3.3倍にも達しております。本市においても同様の傾向があります。松本児童相談所の統計では、平成29年度の相談受付件数が99件となっております。そして本市においては、児童1,000人当たりの児童虐待相談受付件数が松本管内の他市町村よりも高い傾向があり、その件数、内容とも極めて心配される状況にあります。こうした数字を虐待事例の氷山の一角と捉えると、児童虐待はどこであっても不思議ではないという状況になっております。私は、こうした児童虐待の増加と、平成25年度あたりからふえ方が顕著な小学校児童の暴力行為、いじめ、不登校等の増加や学級づくりの困難さなどもこの虐待の増加と関連し、そこに愛着形成不全という問題が横たわっているのではないかと思います。児童を取り巻く環境そのものへの危機感を高めているところであります。こうして繰り返される虐待を重篤な事案に発展させないために、また虐待による二次的な諸課題をできる限り予防するため、本市において今後力を入れて取り組むべきことは何だろうか、そうしたことを考え、そしてその取り組みを進めていく必要もあろうかと思います。こうした取り組みを進めなければならないのではないかと思います。何点かに絞って述べさせていただきたいと思います。

1つは、要保護児童対策地域協議会の機能の一層の強化です。本市においては、虐待事案が要対協の組織を介し、早期に情報共有され迅速な連携と早期適切な支援に結びつけていることで重大事案となることを防いでいると思います。個別のケース会議、実務担当者会議、援助方針会議といった会議を持っていますけれども、そうした会議とそこで共有された内容をきちんと支援に結びつける、そうしたことを進めながら一層の機能強化を図りたいと思います。

2つ目は、虐待と子育て世代の孤立や強い不安、家庭の不和、経済的な困難さなどとの関係があることから、子育て世代を妊娠出産から子育てまで多方面から切れ目なく支え、各家庭において愛着形成が進むようにしていく取り組みです。そのために、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の強力な連携協働体制を維持し、虐待のリスクを減じ、どの家庭においても安心して子育てのできる環境を整えてまいりたいと願います。

3つ目は、日常的に児童や保護者と接する機会を持つ保育園や学校、児童館などの職員の役割の自覚です。児童や家庭の様子を受けとめるそうした職員の感性と想像力を高め、心配な状況をいち早く捉えて共有し、さらに間髪なく関係機関と情報を共有し、個々の事案に即したきめ細かな連携、支援へとつないでいかなければならないと思います。

4つ目は、将来の自立したよりよい社会人を育てるべき保育園や学校教育では、保育士や教職員との愛着をもととした信頼関係の構築を基盤に、安心してのびのびと生活したり学んだりする環境を整え、遊ぶこと学ぶことの自己肯定感や他者意識とともに、よりよく生きる力に直結する非認知能力を育てていかなければならないと思います。さらに学校でも家庭でもない地域の人材を中心とした斜めの人間関係の中で、経験、体験を重ねるコミュニティ・スクールの諸活動を一層進めていくことも大切だと思っております。

5つ目は、子育て世代を地域社会全体で支えるために、安心できる居場所づくりや身近に相談できる窓口やつながることのできる人をふやすことなど、地域の課題として取り組むこと、さらに地域の子育ての先輩者との交流の機会を、例えばコミュニティ・スクールの一環として取り組むことなど、気軽に子育て世代と知り合い、わかり合い、そして優しくつながり合うようなそんな機会をつくり出していく必要があるのかな、そのように思っております。

ここまで5点について述べましたが、このほかにも教育現場では、CAP研修など人権教育や家庭生活のあり方、人の成長などを扱う教科学習、性教育や特別支援教育、さらに生徒指導など多方面からのアプローチが必要な事案であると思っております。庁内の関係機関、教育機関はもちろん、子供を取り巻く全ての関係機関との連携を密に総合的な取り組みを進め、こうした悲しい事案をなくしていきたい、これからも予防していきたい、そのように願っております。以上で私からの報告を終わりにいたします。この件につきまして、何か御質問、御意見ありましたら、お願いいたします。

石井委員 早速ですがお願いいたします。今お話がありました児童虐待の件でありますけれども、いまだにいろんなことが報じられておまして、事件後さまざまな報道がされております。その中から幾つかの記事をピックアップして、今回の背景それから今後必要なものはどういうものかというものを考えてみました。

2月8日には、「全ての児童虐待緊急点検へ、首相が根絶に総力」ということで、これはもう既に学校へお伺いしたときにも、文科省のほうから指示が来ているという話は聞いております。

まず1点目、行政の対応についての関係の記事ですが、「野田市小4死亡事故、児童相談所ではなく警察に通報するしか虐待死は救えない」という見出しの記事がございました。児童相談所や学校が親に毅然と対応できない現実、また通報を受けて48時間以内に対応すればいいという児童相談所に連絡するよりも、24時間対応し直ちに子供の安否を確認する警察が対応するほうが子供の安全を守れます。また虐待をする親に対しても効果が違いますという記事がございました。

それから12月9日付でございますけれど、暴力を受け辞める職員もいるという児童相談所の記事がございました。かつてなく現場職員の負担が大きくなっている、ストレスに耐えきれずやめる職員もいる、親の対応に大変苦勞しておるという内容でございます。家庭環境など複雑な要因が絡んで起きる、学校や警察などが複合的に連携し子供を守っていく必要があるというふうに報じられております。

それから学校トラブル、これは解決策、対策ということでしょうけれども、スクールロイヤー制度の導入についての記事もいくつか拝見いたしました。スクールロイヤーの整備を求める意見書というのは、もう既に1年ほど前に日弁連のほうから文科省に対して提出されているということで、そちらも拝見させていただきました。実際に長野県は須坂市で、2019年度から導入されるという報道が先日ございました。学校の先生にお聞きした内容ですと、学校の現場、学校で家庭への対応には限界があるという話をされておりました。その中でスクールロイヤーの話も出まして、ぜひ導入を検討していただきたいという話も聞いております。こういった今後の対策につきまして、今教育長さんからお話があったわけでございますけれども、具体的にできることを早く決めて、これとこれは進めていく、そのような対応を求めます。

それからもう1点、今度は家庭面のほうからですが、同じように記事になったものから幾つかをピックアップをしてみました。今回の千葉市の件とは別の話ですけれども、虐待の父親を刺殺、19日に判決が出た件です。公判で少年が語ったのは父親による虐待やドメスティックバイオレンス、父親を殺害するにほかに方法がなかったと法廷で述べたそうでございます。その後判決が出ましたが、懲役4年以上7年以下、求刑は5年以上10年以下だったということですが、判決が出たということでございます。母親に危害を加えられると誤信してもやむを得なかったという様子だったようですが、ほかに取り得る手段があり、短絡的で正当化できないという裁判官の判決理由だそうでございます。これで家庭の中が、やはり荒れている状況が見てとれるかと思えます。

また、別の記事では放置子という観点から、親に関して、我が子の幸せや周囲の迷惑などは頭になく、ひたすら自己中心的な傾向があると、子供の養育を優先するという親意識の育成が社会の中でうまくいっていないのではないかという指摘がございました。そこで、親の愛情に恵まれない子供を社会がかわりに育てる制度づくりを考えなければならないという御指摘が出ております。

家庭面は、先ほども話がありました貧困などの問題、あるいは周囲とのつながりの希薄さというところから孤立化が懸念されておるかと思えます。そういった親への指導体制、今でも見守りのシステムはあるかと思えますが、塩尻市の人口が増加しておるということで、子育てしながら住むこと、お子さんがいる世代が転入してくるというケースもあるはずでございます。そういった親、家庭への指導体制につきまして強化する必要があるかと考えますので、それに対しても具体的な策を望みたいと考えております。以上でございます。

山田教育長 これについては事務局のほうからはいいですか。

石井委員 もし、実際にもうこういう対応をしているというものがあれば、お聞かせいただきたいですし、一点、スクールロイヤーに関してお考えがあれば、これだけ意見書も出ているわけでございますので、こういった状況があるのか教えていただければと思います。

百瀬こども教育部次長（家庭支援課長） それでは、本市の虐待等に関する対応等であります

けれども、このあときょう、例規の改正等の中にも、要保護児童対策地域協議会の機能強化の改正がございます。今回の野田市であったり、また目黒区であった死亡虐待事件があるわけなんですけれども、こういう事件の背景はいろいろなことが重なって最終的に死亡事案になったと受けとめております。今回も教育委員会と児童相談所、また市内の要対協の事務局との連携もとれていなかったというようなことが報道でもあったわけなんですけども、本市の場合は教育委員会の中にこの要対協の事務局を持っているという、それは大きな特徴であると思います。したがって私どもの家庭支援課と教育総務の不登校、また生徒指導の部署とは常に連携を図る中で行っております。

また、私どもの教育委員会にあるということで、それぞれ学校、また保育園等から家庭に対する気付きな情報等についても、速やかにこちらの事務局のほうと共有をしております。そして当然、要対協の中には児童相談所、警察等も入っておりますので、必要に応じて情報共有を図っているところであります。

また、警察からは特に身体的虐待のリスクの高いケースについては遠慮なく共有してほしいという、そのようなお話もいただいておりますので、基本的にはリスクの高い家庭については警察とも情報共有をしながら、重大化の未然防止という形で努めているところであります。

また、私ども要対協についてはここ数年でかなり機能強化を図っておりまして、スーパーバイザーということで弁護士もお願いをしております。また、児童福祉の専門的な視点を持っている元短期大学の教授の方も入れて、さまざまな形で専門性を担保して、ケースの対応に当たっているところであります。

それと、健康づくり課が子育て世代包括支援センターという位置づけになっているわけですが、月1回健康づくり課、子育て支援センター、そしてこども課を入れた子育て世代の情報共有、それとその後、健康づくり課と妊娠届けを出したところでリスクの高いケースの共有という形で、妊娠期から要対協の中で進行管理をし、情報共有もしながら進めているところでございます。以上です。

横山教育企画係長 スクールロイヤー制度のことですけれども、現在、市のほうではスクールロイヤー制度というのは導入はしてないんですけれども、塩尻市の顧問弁護士に、学校が抱えるトラブルを相談できるような体制をつくってほしいということで調整を図っております。以上です。

山田教育長 よろしいでしょうか。

石井委員 では、それに関してお願いいたします。顧問弁護士さんに相談できる体制をとということですが、それは学校から直接できるような形を考えていらっしゃいますか。

横山教育企画係長 市の教育委員会を通してということになりますけれども、相談自体は直接弁護士と話ができるようにということで調整を図っています。

石井委員 学校の現場はかなり複雑な問題になってしまっているケースがあるようで、やはりそこまでいく家庭の場合は、ちょっと連絡の手段も乏しいというような状況になってしまっているようでございます。なので、やはり専門的な方法、効果的な方法が必要ですので、ぜひ、かなりデリケートな問題であるはずですので、現状をしっかりと把握した中での対応を、親の怒りというか、それが子供に向くことのないように進めただけであればありがたいと考えております。

山田教育長 ありがとうございます。あとはよろしいでしょうか。

小澤教育長職務代理者 1点いいですか。お願いします。今回の事件を契機に日本全国で虐待の撲滅、絶対起こさないという土壌をつくっていく、そのための再点検をすることとなり、大変いいことだと思います。それで、塩尻市でも教育長が今、愛着形成、これを根元に置いて、基盤にして6つの施策を打ち出していく、強化していくと話されました。大変心強いわけでありまして。粛々と進めていってほしいという思いであります。

それで、教育長報告の中で1点気になったのは、塩尻市の住民で松本児童相談所に相談を寄せる件数が、ここら一円の中で高いレベルであるという話です。聞き取りにくかった面もありましたが、どうしたんだろうなと思ったものですから、ここら辺の背景を説明していただければありがたい、そんな思いであります。

山田教育長 99件という相談受付件数なんですけれども、児童1,000人当たりの件数に直した場合について、中信管内のほかの自治体よりは高い傾向があるということです。その説明でいいですかね。

小澤教育長職務代理者 ということは、パーセントにするとけっこう頻度が高いということになる。児童相談所に気軽に相談できる雰囲気もある、あるいは中継ぎをうまくやってくれるからだとの理解も出来る。

山田教育長 そういう捉え方もあるし、それだけ危機的な状況でもあるという捉え方もできると思います。

小澤教育長職務代理者 両面あるわけです。

山田教育長 その背景について支援課長、お願いします。

百瀬こども教育部次長(家庭支援課長) 以前に教育長がお話しされたように、児童1,000人当たりの虐待相談対応件数、松本管内が6.4、長野県も6.4という中で、本市において9.4というように、1,000人当たりの児童虐待の相談対応件数が多いということになっております。確かに未然に防ぐという意味で、早期発見早期対応ということにも捉えられますし、ただそういう児童相談所が介入をするケースが多いということがあろうかと思えます。これは塩尻市だけの要因ではないと思うんですけれども、警察から児童相談所への通告がふえていることが背景にあります。面前DVというような形で、夫婦げんかをしていてお互いにとめられなくなってしまい、警察に通報をして、警察が来たところに子供がいると面前DVとして心理的虐待で児童相談所に通告をするというようなケースが、これは全国的にふえている傾向にあります。DVの相談件数とともに子供の心理的虐待についても増加傾向というようなことになっておりますので、そのようなところも背景の一つとしてあるのではないかなと考えております。

山田教育長 よろしいでしょうか。

小澤教育長職務代理者 説明ありがとうございます。ということは、塩尻が図抜けてほかのところよりも家庭の危機的状況にあるとか、大変な心配事があるとか、そういう状況ではないという押さえでよろしいでしょうか。

百瀬こども教育部次長(家庭支援課長) ないとは言いきれないところもあると思います。1,000人当たりでこれだけの相談件数があるということでもありますので、潜在的にはそれなりにあるのではないかと考えております。

小澤教育長職務代理者 そういうふうに意識していただいて、早くに気づいて、手を差し伸べていっていただきたい、そのように思っております。ありがとうございます。

山田教育長 それでは、よろしいでしょうか。

小澤教育長職務代理者 児童虐待とは関係なくほかのことをお聞きしていいですか。教育行政について。先日地元の新聞に大きい見出しでありあまり好ましくないことが報道されたわけがあります。横断旗の件です。大門で破壊相次ぐという見出しでありました。数年前に教育委員会がすぐ施策として打ちました。それが、何者かによって3回連続でいたずらされた。この写真等を見させてもらおうと大変悪質だなと思うわけでありました。この記事の最後のほうに安協は目撃情報を求めていると、こういうふうに結んであるわけでありました。市教育委員会としてはこの出来事に対してどのような対応をなさったのか、あるいは地元の学校はどのような指導をしたのか、教えていただければありがたい、そんなお願いです。

横山教育企画係長 大門で、横断歩道に設置してある黄色い旗が3回にわたって折られたという事案なんですけれども、こちらにつきましては、今年度だけで3回ということで、どういった経緯でそういうようになったというのは調べはついていないんですけれども、今後そういったことが起こらないように、警察にもそのお話は伝えてあります。市教委の直接の対応としましては、横断旗を折られた分を用意して地元区にお渡しをするという対応をしておりますけれども、今後も何度も続くようであれば、何らか考えていかなければいけないということを思っております。以上です。

小澤教育長職務代理者 日ごろ子供の安全を確保するために奮闘している安協の方々です。安協の方々の心情も大事にしてもらって、情報連携を深めていただければありがたいと、そんな要望です。

山田教育長 ありがとうございます。それでは、先に進めさせていただきます。

○報告第1号 主な行事等報告について

山田教育長 続いて報告第1号、主な行事報告についてお願いいたします。資料は1ページから4ページまでとなります。事務局より主な行事について説明をお願いいたします。

山崎交流支援課長 それでは、2ページをお願いします。2ページ中段、1月19日のちびてつです。これはちびっ子哲学、略してちびてつということで、保育園あるいは幼稚園の年中児から小学校5年までの子供が今年度参加しております。考えるというのは楽しいということ的前提に、信州大学の学生たちが毎回テーマを決めていろいろと考える材料を示して、考えることは実は楽しいんだということをお子たちに学んでいただく取り組みであります。7回目となります今回は「悩みを解決しよう」で、身内が病気になって危険な状態になったときに君たちなら本人に言うか、言わないかでありますとか、作ってもらった料理がおいしくなかった、これって作った人に言うべきか、言わないべきか。また、ここには書いていないのですが、好きな人ができちゃったけれど、友達も同じ子が好きになったようだ。そんなときはどうする。そんな3テーマを今回挙げまして、いろいろと考えてもらいました。正解はもちろんないんですが、設問に対して自分はこう考えている、あんなふうに考えているということをお子たちが真剣に話している、そんな姿が今回も見られました。今回はちょっと難しいテーマだったんですが、それでも頭をひねって考えている姿が印象的でありました。以上です。

山田教育長 ありがとうございます。あとはよろしいでしょうか。

宇治橋図書館係長 お願いいたします。3ページをごらんください。1月26日の土曜日、2

7日曜日にしおりフェスティバルを開催しました。4月から学生ボランティアを募り「しおり部」というネーミングで高校生14人と大学生3人が活動してきました。図書館の仕事を理解して直接書店に出向いて本を選んだり、毎日通いたくなる図書館について考えてきました。10代の理想の図書館を実現するために実施したフェスティバルでは、10代の皆さんが手に取りたくなる本を集めた特設書架の設置やしおりやブックカバーをつくるワークショップ、それから推理小説の世界を寸劇にして謎を解く劇場推理ショーなどを行いました。同世代も含めさまざまな方に参加していただき、図書館利用につながるイベントになりました。また、しおり部の学生が図書館への期待や愛着を持てる活動となっているのと同時に、図書館における青少年サービスに10代の皆さんの考えを生かす機会となりました。以上です。

山田教育長 ありがとうございます。あとはよろしいでしょうか。

それでは御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

林委員 今報告がありました「しおりフェスティバル」に参加し見させていただきましたが、やはり高校生、大学生ということで、本当にポップで明るいイメージがある図書館ができあがったという感じでとても楽しくなって心がうきうきするような感じでした。それで、そういうことを実際にやってみるということがとても大事だと思います。大人になると失敗したりとか許されなかったりとか、いろいろな規制が多くなってくるので、そういう規制がない今の状態で自分のイメージに合ったものを形にできるということがとても大事だと思いますので、高校生、大学生にはとてもいい経験になったのではないかと思います。それで、本の貸し出しもしていたようですけども、私はカードを持っていかなかったものだから、本当にこんな本があったのかっていうようなちょっと驚くような選書がやっぱり高校生らしいというか、若者らしい10代の子の選書っていう感じがして、本当にカードさえ持っていったら借りることができたんですけど、それがちょっと残念でした。以上です。

山田教育長 ありがとうございます。

宇治橋図書館係長 今の件ですけども、そのときにつくりました棚を今図書館1階の自動貸出機の隣に特設スペースをつくって、現在借りていただくことができます。またよろしかったらぜひ御利用ください。しおりフェスティバルに参加していただきありがとうございます。

林委員 そうですね、わかりました。利用させていただきます。

山田教育長 それでは、よろしいでしょうか。

それでは、次に進みます。

○報告第2号 3月の行事予定について

山田教育長 報告第2号、3月の行事予定につきましてお願いいたします。資料5ページをお開きください。全員にかかわるものを確認させていただきます。15、16日、この日は小中学校の卒業式がありますので参列をお願いいたします。これについては後ほど協議会において出席校の調整をしたいと思います。それから、22日が定例の教育委員会、協議会となります。29日ですけども、年度末の諸行事がありますので全員の出席をお願いいたします。あと、2日には私も出演する子育て支援センターコンサートがありますし、宣伝ですけど、あと同じ日にスポーツ指導者講演会、10日にはエカキッズ、本の寺子屋等々あります

ので、また御都合のつくところ参加いただいで、御意見をお聞かせいただければありがたいと思います。

御質問等ありましたら、よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

それでは、次に進みます。

○報告第3号 後援・共催について

山田教育長 次は、後援・共催についてです。資料6ページ、7ページとなります。見ていただいで御質問、御意見ありましたらお出しくたさい。

よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

山田教育長 それでは、ないようでありますので、先に進みます。

4 議事

○議事第1号 塩尻市立小・中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

山田教育長 続いて、議事第1号に入ります。塩尻市立小・中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則ですが、資料8ページをお開きくたさい。事務局から説明をお願いいたします。

横山教育企画係長 議事第1号、塩尻市立小・中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則ですが、改正の理由は、市外からの区域外就学の承諾の基準について必要な改正をするものです。改正の概要につきましては、小規模校への市外からの区域外就学を可能とするものです。

下のところを見ていただければと思いますが、別表第3に新たに自然環境に恵まれた小規模の学校に就学する場合という項を加えまして、就学期間を必要と認められる期間とするものです。その改正の経緯としましては、昨年の夏から市内の木曾檜川小学校に5年生児童1名が体験入学として就学をしております、県外からの就学なんですけれども、もともとの在籍校のほうでは、あくまで体験入学なので欠席という扱いになっております。今回の改正によりまして正式に区域外就学となれば在籍校での出席扱いや成績等にも反映させることができるようになりまして、児童生徒にとって有益なものとなります。また施行日は平成31年4月1日からとなります。説明は以上です。

山田教育長 ありがとうございます。今の件につきまして御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

小澤教育長職務代理者 言いにくいんですけども、協議会に示された文言と変わっております。自然環境に恵まれたとなっております。法律の文言あるいは言葉としてこれが本当に適切かと思うんです。議案をいただいで読ませてもらったとき、これを見た人に納得してもらえるのかなんてことを思ったんです。そこで、前回は自然環境に恵まれたという文言ではなく、特別の事由があつてと、こういうふうでありました。特別の事由があつて小規模校へ来るのかつと、理解しやすいんです。ここら辺のところをもう1回練っていただければありがたい。こんなお願いが1点です。

さらに、あえて言うと、該当の子供さんは市外から小規模校に来るわけです。だから、市内の桔梗小の子供が片丘小へ行くとか、それはバツです。でも、将来的には市内であっても

隣接学区だったら、そういうことも選択できると、そんなふうにならなければならず、時期が来たら選択できるように検討していただければありがたい、そんな要望であります。以上、2点です。

横山教育企画係長 自然環境に恵まれたという文言のところですが、例規審査委員会等を経る中で、特別の事由というよりは、もう少しある程度具体化されたような記述が必要だという指摘の中でこのような文言になっております。市内のどこでもということから自然環境に恵まれたという限定を経てこのような形になっております。また確認等しますが、審査会等を経てこのような文言になっているということで御承知おきいただければと思います。

それから、市内の学区の関係ですが、昨年度に通学区域の審議会等、通学区に関しては検討を重ねております。審議会の答申の中では、通学区の変更はしないということで答申があったわけですが、その答申の附帯事項としまして、小規模特認校制度であるとかそういった市の中で通学区域を越えてというところを研究していくようにということで答申の附帯事項に入っておりますので、検討を続けていくものと考えております。以上です。

山田教育長 市の例規審査委員会を通してこうした文言に変えてきたということですが、ほかの委員さん方、御意見があったらお願いいたします。

嶋崎委員 文言というか、小規模の学校っていうのは何か人数的な基準とか、そういうものがあるんでしょうか。

山田教育長 そのことについてお願いします。

横山教育企画係長 小規模校という定義なんですけれども、学校教育法施行規則で標準学級数というのがありまして、それが全校で12学級から18学級の間ということになっておりますのでそれを下回ればということです。なお、その小規模に当てはまる学校としては、市内には7校が該当しております。以上です。

山田教育長 よろしいでしょうか。あとはよろしいでしょうか。

小澤教育長職務代理者 例規の審査会、法律の専門家の方々の御意見をいただいて文言を変更したと、こういう説明であります。素人から判断すれば、そういうプロの目が通っているということになれば結構であります。でもちょっと。

林委員 みんなそうですからね。塩尻市内といたらみんな自然環境に恵まれた。

山田教育長 先ほど説明があった標準規模、12学級以下の小さな学校、そうした自然環境に恵まれた学校に必要と認められる期間、区域外就学を認めるという、そういう基本的な方向についてはよろしいでしょうか。

小澤委員のほうからも、例規審査会の審査を受けているので、まだ少しひっかかるころはあるんですけどという話がありましたが、ここで判断しなければ4月1日から施行が、難しくなるということがありますので諮りたいと思いますが、採決したいと思います。議事第1号につきまして、原案のとおり決することよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

山田教育長 よろしいでしょうか。それでは、全員賛成いただけたということで、原案のとおり決することといたします。次に進めさせていただきます。

○議事第2号 塩尻市職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令

山田教育長 議事第2号、塩尻市職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令です。資料9ページ、10ページをお開きください。事務局から説明をお願いいたします。

横山教育企画係長 それでは議事第2号、塩尻市職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令ですが、改正の理由としましては、北部交流センターの設置に伴いまして必要な改正をするものです。改正の概要につきましては、北部交流センターに勤務する職員の勤務時間を変更するものです。該当する部署につきましては、広丘図書館と北部子育て支援センターとなります。施行日は平成31年7月1日からとなります。説明は以上です。

山田教育長 ありがとうございます。この件について御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

山田教育長 それでは、採決いたします。議事第2号につきましては、原案どおり決することによろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

山田教育長 ありがとうございます。異議なしと認めて、原案のとおり決することといたします。それでは、次に進みます。

○議事第3号 塩尻市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山田教育長 議事第3号、塩尻市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則です。資料の11ページとなります。事務局から説明をお願いいたします。

横山教育企画係長 塩尻市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則についてですが、こちら改正の理由につきましては、学校教育法の一部改正に伴い、専門職大学が設置されることに伴いまして必要な改正をするものです。改正の概要につきましては、専門職大学の制度化に伴いまして、専門職大学に係る規程を追加するものになります。

この専門職大学というものなんですけれども、別紙でA4、1枚の紙があるかと思いますが、議事第3号、その他第1号関係補足資料というものをご覧いただければと思います。専門職大学は、学校教育法が改正されまして新たに高等教育の学校が新設されたものになります。イメージとしては、今までの専門学校が大学の位置づけになったというようなイメージになるかと思います。この専門職大学の修業年限は4年で、卒業すると大学の卒業と同等の学士（専門職）という学位が授与されます。現行の大学や短期大学等と同じ学位になるということで、今後の成長分野を見据えまして専門職業の人材を新たに養成するために、実践力や創造力を育む教育課程の中で産業界と連携して実習等の強化を図る教育内容の高等教育となります。特徴としましては、授業の3分の1以上が実習・実技であること、また企業内実習を長期にわたって実施するなど、大学との大きな違いがあります。平成31年の4月に開設予定で、最初のスタートから開設されるのは、大学が2校と短期大学1校ということになっております。上位法である学校教育法の改正に伴うものですので、内容としてはこのとおりということになりますけれども、専門職大学が新設されるものですから、補足で説明させていただきました。説明は以上です。

山田教育長 ありがとうございます。御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「いいです」の声あり〕

山田教育長 それでは、採決いたします。議事3号につきましては、原案のとおり決すること
でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山田教育長 異議なしと認めて、原案のとおり決することといたします。それでは、次に進み
ます。

○議事第4号 塩尻市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

山田教育長 それでは議事第4号、塩尻市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則です。資
料の12ページをお開きください。事務局から説明をお願いいたします。

横山教育企画係長 議事第4号、塩尻市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則ですけれど
も、改正の理由につきましては、児童生徒の保護者等が負担する学校給食費の改定に伴い必
要な改正をするものです。改正案の概要につきましては、学校給食費の額を年額の表示から
1食当たりの額に改めるもので、小学校は年額5万8,500円を1食あたり300円、中
学校は年額6万5,600円を1食あたり350円とするものです。なお、学校給食費の徴
収につきましては、従来どおり年額換算した額を負担いただくこととします。改正後の年額
につきましては、小学校が5万9,400円、中学校が6万9,300円となります。また、
第4条の給食費の減額または還付につきましては、インフルエンザ等の感染症により休業し
た場合に減額・還付等を実施できるようにするため、学校保健安全法第20条に規定する休
業により給食を受けなかったときに還付できるというように規定を加えるものになります。
施行日は平成31年4月1日からとなります。説明は以上です。

山田教育長 ありがとうございます。御意見、御質問ありましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

山田教育長 それでは、採決いたします。議事第4号につきましては、原案のとおり決するこ
とでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

山田教育長 異議なしと認めて、原案のとおり決することといたしました。それでは、次に進
みます。

○議事第5号 塩尻市立中学校における部活動指導員設置要綱

山田教育長 議事第5号、塩尻市立中学校における部活動指導員設置要綱です。資料の13ペ
ージと14ページとなります。事務局から説明をお願いいたします。

横山教育企画係長 議事第5号、塩尻市立中学校における部活動指導員設置要綱についてです
が、制定の理由につきましては、学校教育法施行規則の一部改正に伴い、部活動の適正な運
営を図るため、部活動指導員の設置に係る要綱を制定するものです。制定の概要につきまし
ては、部活動指導員の設置について所掌事項等必要な事項を定めるものです。中身のほうで
すけれども、第3条（任用）では、市教育委員会は次の各号のいずれかに該当する者のうち
適格性を有すると認めるものについて部活動指導員を任命するとしており、第1号は日本ス
ポーツ協会等の指導者資格等を所有している者、第2号は学校の部活動指導経験者又は地域

のスポーツ文化活動指導経験者、第3号は教員免許を有している者で、いずれかに該当する者となります。身分としては、特別職の非常勤職員として市教育委員会が任命し学校へ配置することとなり、監督権限としては学校長に監督権限があります。また、活動内容につきましては、練習等における技術指導や安全指導、大会や練習試合等への引率、生徒指導への対応、保護者等への連絡などがあります。来年度につきましては、長野県教育委員会の部活動指導員任用事業補助金を活用し、市内中学校各校1名の配置について予算計上をしております。部活動指導の充実と教員の負担軽減につながるものと考えます。施行日は平成31年4月1日からとなります。説明は以上です。

山田教育長 ありがとうございます。それでは、この件に関する御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

小澤教育長職務代理者 1点お願いします。協議会に続いて2回目であります。読ませてもらった中で、(解職)の(1)(2)(3)はよくわかります。(4)番です。これをあえて入れたという理由がわからない。言わんとするところは、文科省の補助金を充てているから、向こうが打ち切ればもうだめですよと、こういうことだと思えます。しかし、任命された者にとってみれば、こんな失礼な話はないわけです。予算がもうないからやめていただくと。本当にいい制度であったならば予算は続くだろうと思うし、例え、国や県の補助金がなくなったとしても、市で独自にやるんだぞと、そのくらいの意気込みがほしいわけでありまして。ですから(4)番、ここへ盛ることがいいかどうか、ひっかかる場所があります。

太田教育総務課長 ただいま御指摘いただきました第4条第4号につきましては、市の例規審査委員会の中でも同様の御意見をいただいております。今回この資料で提示させていただいたものについては、その時お出ししたものを同じものをしております。この第4号については、検討が必要ということで宿題をいただいている内容になりますので、今回の御意見もあわせて再度検討させていただくつもりでいますので、よろしくをお願いいたします。

林委員 いいですか、1点。31年の4月1日から施行するということですがけれども、今実際、指導に当たる方は何人か候補がもう決まりつつあるのか、どんな状況でしょうか、お聞きしたいです。

太田教育総務課長 実際には、これまで部活動外部指導者という形でかかわってもらっている人がいるんですけども、本来であればその中からこういった部活動指導員へということができれば一番スムーズなのかなと思っておりますが、現在のところまだ学校側とも相談している最中ですので、実際には該当者が、この方がというのはまだ決まっていない状況ですので、しばらく時間をかけさせていただいて取り組みたいと思っております。

林委員 ありがとうございます。

山田教育長 ほかにはよろしいでしょうか。それでは、原案のとおりを決するというわけにはいきませんので、第4条第4号、この文面についてどういう扱いにしたらよろしいでしょうか。

太田教育総務課長 第4号については、削除するなり修正するなりというところをこちらでお任せいただくような形でお願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。

山田教育長 わかりました。それでは、再度事務局でこの4号については検討させていただくこととして、またその検討結果については委員さんのほうに連絡することとして、それ以外のところについては、この機会に原案のとおりを決していきたいと思えますけれども、そ

うした方向でよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

山田教育長 ありがとうございます。それでは、この件については、第4条第4号の部分につきまして、再検討を加え、了承をとった上で決するようになさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

○議事第6号 塩尻市木曾平沢伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について

山田教育長 それでは、その先へ進めていきたいと思いますが、議事第6号であります。塩尻市木曾平沢伝統的建造物群保存地区保存計画の変更についてとなります。資料は15ページから19ページ、事務局から説明をお願いいたします。

胡桃市民交流センター・生涯学習部次長（社会教育課長） それでは、議事第6号、塩尻市木曾平沢伝統的建造物群保存地区保存計画の変更についてお諮りするものでございます。

趣旨としましては、塩尻市伝統的建造物群保存地区保存条例第5条第4項に基づき、塩尻市木曾平沢伝統的建造物群保存地区保存計画の変更をお願いするものでございます。

内容につきましては、伝統的建造物の特定解除による保存計画別表及び附図からの削除1件でございます。特定解除の建物の概要につきましては、建物の伝統的建造物番号は木曾平沢の90番。建物種別は作業場。所在地は塩尻市大字木曾平沢1792番でございます。補足としまして、この建物は木造2階建て、74.5平米、22.5坪の建物でございます。伝統的建造物群（建築物）の数としましては、木曾平沢地区現在199棟から198棟へ変更するものでございます。

保存計画変更の理由でございますが、保存計画の別表及び附図に記載のございます当該建物につきましては、建物の建材、主に外壁、屋根材等が、落下・飛散等をしており、また建物自体の経年劣化や傷みが著しく、伝統的建造物としての体をなしていないため、その特定を解除し保存計画から削除する変更を行うものでございます。

経過につきましては、平成17年12月1日に保存計画の告示を教育委員会にて行いました。その翌年、国から木曾平沢重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けました。平成30年の6月に現建物所有者より特定建造物としての解除について相談を受けたものでございます。また昨年8月8日に市伝統的建造物群保存地区保存審議会におきまして、当該建物の特定解除及び保存計画の変更について諮問をいたしました。また翌月9日には文化庁の調査官が現地を確認しております。これらの状況を踏まえまして、去る平成31年2月5日に開かれました第2回塩尻市伝統的建造物群保存地区保存審議会におきまして、前回審議会での諮問内容について「適当」との答申をいただいたものでございます。

今後の対応につきましては、今回審議いただきましてお認めいただきました際には、保存計画の変更につきまして教育委員会として告示、また、同内容を保存計画の変更について文化庁へ報告をするものでございます。

資料をおめくりいただきまして17ページをごらんください。場所につきましては、木曾平沢の地区の檜川支所側に近いところにある作業場でございます。

18ページに現況の建物の状況を示してございますけれども、建物の外壁等が既に飛散しており、また屋根材も落下しているような状況でございます。隣地へ粉じんが飛んでいるというような被害状況も出ているものでございます。また建物内部にも人が居住していないため

に散乱等しているところでございます。

19ページには、去る2月5日に開かれました審議会において答申をいただきました内容についてお示ししたものでございます。審議委員さんからも御意見等は頂戴いたしましたけれども、最終的にはやむなしということで「適当」の回答をいただいたものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。説明は以上です。

山田教育長 ありがとうございます。それでは、この件に関して御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

小澤教育長職務代理者 1点いいですか。ちょっとわからないんですけども、地域指定に当たっては地域全体、包括的に指定されるわけですか。ですからこういう事案が出てくるわけですね。そうすると、今日の教育委員会議で、いいですよとなった場合には、持ち主がもう不用となった場合、自己資金で解体可能になるわけですね、そうなれば結構なことです。ありがとうございます。

胡桃市民交流センター・生涯学習部次長（社会教育課長） 今職務代理おっしゃられたとおり、まずこの指定は地域で指定をしておりますので、その建物内にある特定建築物については、基本除却等はできないきまりになっております。従って老朽化し第三者に危害が加わるような状況である場合、本当にやむなしと認めた場合については、特定建築物の解除をした後に除却ができるという手順となりますので、今後は現所有者の負担によって除却するという形になります。

山田教育長 よろしいでしょうか。ほかにはよろしいでしょうか。

嶋崎委員 済みません、今ので、個人の方が自費で解体できる場合はいいんですけど、仮にできない場合はそのままになってしまうのでしょうか。

胡桃市民交流センター・生涯学習部次長（社会教育課長） 基本的には、この特定建築物は全て平成17年に地域指定をしたときに所有者全てから同意書をとってございます。それは、今後残していくということに基づいて同意書を得ているものですが、たまたまこの建物は既に前所有者が不在で第三者の手に渡ってございます。第三者の手には渡りましたが、何分にも建物を保存していくことも現況難しいという判断に基づき除却をするということで今回審議したものでございます。

山田教育長 よろしいでしょうか。

林委員 済みません、もう1点いいですか。これを見ると非常に傷みが激しいように見えるんですけども、例えばこういう状態になっているところがまだ幾つかあったりするのでしょうか。そういう場合は、やはり住んでいる方の自己申告がないと、こんなにひどくなっている、解除したい場合は、この手順を踏まないといろんなことが進まないということなのでしょうか。また地区の審議委員の方たちが、ちょっとこれはひどいなとか、直したほうがいいとか、そういうアドバイスというのがあるのか、地区全体で守っている構造物だと思っているので、その辺はどういうふうになっていますか。

胡桃市民交流センター・生涯学習部次長（社会教育課長） 今、林委員おっしゃるとおり、この平沢地区、奈良井地区につきましては、やはり地元の組織が大変しっかりしてございます。みんなで守っていくんだということで、基本的にはその建物は残していくという前提は変わりません。ただ、どうしても現在の経済状況が悪くなっていく中では空き家がふえていることも事実でございます。ただ、今回の件につきましては、選定したときには既になりわい

もしておらず、その当時から空き家状態だということもありその後第三者の手に渡ったということでございます。基本的には除却はしないということは、地域全体の総意として持っているというように認識してございますので、今後、あそこはよかったのだから私もいいじゃないかということがないように、今後とも地元と協力しながら、文化財を保存していくということを、進めていければと考えてございます。

林委員 ありがとうございます。

山田教育長 それでは、あとないようでありますので、採決いたします。議事第6号につきましては、原案のとおり採決することよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

山田教育長 異議なしと認め、原案のとおり決することといたしました。

それでは、次に進みます。

5 その他

○その他第1号 教育委員会事務局に係る例規の制定及び改正（案）について〈期間限定非公開〉

山田教育長 その他第1号となります。本件及びその他第2号、その他第3号につきましては、内部資料及び議会提出前の資料を取り扱うために非公開といたしますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

山田教育長 異議なしと認めて非公開といたします。傍聴者の退席済みでしたので、先へ進みます。

それでは、その他第1号、教育委員会事務局に係る例規の制定及び改正（案）についてですが、別冊資料をお開きください。別冊資料の1ページから3ページとなります。事務局から説明をお願いいたします。

太田教育総務課長 それでは、資料1ページになります。その他第1号、教育委員会事務局に係る例規の改正（案）についてお願いいたします。市長部局に係る規則等の改正になりますので概要のみ御説明申し上げます。

まず1番、塩尻市私立高等学校運営費等補助金交付要綱の一部改正でございますが、改正の理由につきましては、私立高等学校に交付する運営費等補助金の見直しに伴い、必要な改正をするものでございます。

概要につきましては、私立高等学校生徒割運営費補助金の額を生徒1人につき現行の3,300円から3,500円に改めるものでございます。

施行日は、平成31年4月1日からとなります。

次に2番、塩尻市奨学資金貸与条例の一部改正でございますが、改正の理由につきましては、学校教育法の一部改正に伴い、必要な改正をするものでございます。

概要につきましては、専門職大学の制度化に伴い、奨学資金の償還の免除の要件に専門職大学に係る規定を追加するものでございます。

施行日は、平成31年4月1日からとなります。以上です。

青木子ども課長 続きまして2ページになります。ここからは子ども課の関係で2件お願いをしたいと思っております。

まず3番になりますが、塩尻市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正になります。

まず改正の理由でございますけれども、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴います厚生労働省関係省令の整理等に関する基準が平成31年4月1日に施行されることに伴いまして、必要な改正を行うものでございます。

改正案の概要でございますけれども、児童館に勤務をします児童厚生員の資格要件としましては、まず保育士資格でありますとか社会福祉士資格、それから学校教員免許、それから学校教育法に規定する大学で所定の課程を修了して卒業すること等が必要となっております。その後、都道府県知事が実施をします研修を修めていただく必要がございますが、これに先ほど奨学資金貸与条例の別紙で御説明を申し上げました専門職大学、こちらの前期課程を修了した者についても含めるものでございます。

施行日につきましては、平成31年4月1日となっております。

次に4番になります。塩尻市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正をお願いいたします。まず改正の理由につきましては、保育園等の入園に関しましては、年齢ですとか保育の必要量、要は何時間の保育が必要かといったようなものをまず市町村が認定を行うこととなっております。具体的には、幼稚園を希望される場合は1号認定、それから3歳以上児で保育園を希望する場合は2号認定、それから3歳未満児で保育園を希望する場合は3号認定という認定を行います。その際に、保護者の方に支給認定証を交付しまして、保護者はそれを持ちまして利用施設の申し込みを行うようになっております。要はそれを持っていけばどの施設に行っても、このお子さんはこのくらいの保育が必要かということがすぐわかるような仕組みになっております。しかし、この支給認定証が保護者にとって特別必要かというところというのではなくて、市町村の発行事務においてもかなり負担が大きいことから、平成29年の4月1日に関連法案が改定をされまして、この認定証の交付といったものが任意、しなくてもいいよということになりました。実際本市のような地方都市におきましては、保護者の方が支給認定証を持ってあちこち保育園を回って歩くというようなことは現実問題としてございませぬし、現状では想定もできないということと、業務の見直しといった観点から、交付につきましては任意交付とさせていただくものでございます。

次に(2)の概要についてでございますけれども、交付を任意とした結果、本来支給認定証に記載をしておりました保護者の住所とか氏名を支給認定証と一緒にお送りをしていました通知書に記載をするよう様式を改め、それをもって支給認定証のかわりにさせていただくようにするものでございます。

施行日につきましては、31年4月1日となっております。こども課につきましては以上でございます。

百瀬こども教育部次長(家庭支援課長) それでは、資料3ページをお願いいたします。5番になりますが、塩尻市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正ということで、家庭支援課からお願いをいたします。

改正の理由につきましては、児童福祉法の一部が改正されたことに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

概要でございますが、児童福祉法第25条の2に基づきまして、要保護児童対策地域協議会の調整機関に厚生労働省令で定める専門職である調整担当者を置くとするものなどでご

ざいます。この専門職の調整担当者を置くというのは、法律の中では努力義務になっているわけですが、本市としては、この専門職である調整担当を置くということで、この要綱を改正するものでございます。ここで言う調整担当機関には家庭支援課が指定をされており、また厚生労働省令に定める専門職というのは、社会福祉士などの有資格者を指しております。

平成31年4月1日から施行するものでございます。以上です。

山田教育長 ありがとうございます。

胡桃市民交流センター・生涯学習部次長（社会教育課長） 続きまして、市民交流センター・生涯学習部社会教育課でございます。塩尻市北部交流センター条例の施行期日を定める規則の制定でございます。去る12月議会に既に制定されております塩尻市北部交流センター条例につきまして、施行期日を定めるものでございます。なお、施行日等につきましては、市長部局のほうで定めておりますので、こちらに記載はございません。説明は以上です。

山田教育長 ありがとうございます。それでは、これまでの6件について、御質問、御意見がありましたらお出してください。よろしいでしょうか。

小澤教育長職務代理者 一点いいですか。お願いします。要対協の項目です。野田市の事案に関して要対協の会議でもこの子のことが紹介された。けれども話題にもならなかったというようなくだりが新聞記事に載っておりました。だから体制を強化するためにこのような法改正がなされただろうなど、こんなことを思ったわけであります。それで、家庭支援課に当然配置されると思うんです。こういう理解でよろしいでしょうか。新たに資格がある者が配置される、増員されると、こういう理解でいいかどうか。そうしたときに、この次の予算のところを見ると、家庭支援課は三角がべたべたです。何でこんなに家庭支援課をいじめるのと言いたくなるようなくらい。どこでどういうふうに予算が確保されているのかと思うんです。そこら辺の背景を教えてくださいと思います。

百瀬こども教育部次長（家庭支援課長） この調整担当者につきましては、既に配置をして機能しているところであります。現状、社会福祉士等いるわけなんですけども、今後、専門職を家庭支援課に配置をして調整担当者として機能していくということを担保するために、今回、要綱を改正をするというものでありまして、新たに増員をして配置をするというものではございません。

山田教育長 よろしいでしょうか。

小澤教育長職務代理者 はい、将来的には専門職を置くと、その布石だと理解いたします。

山田教育長 それではよろしいでしょうか。

それでは、その他第1号につきましては、ただいまの説明のとおり御承知おきいただきたいと思っております。次に進みます。

○その他第2号 平成30年度教育委員会関係補正予算（案）について〈期間限定非公開〉

山田教育長 その他第2号、平成30年度教育委員会関係補正予算（案）についてですけれども、引き続き非公開で行います。資料別冊の4ページ、5ページとなります。事務局から説明をお願いいたします。

太田教育総務課長 それでは、平成30年度一般会計補正予算第12号に係る教育委員関係の

補正予算案になります。決算見込みにより事業費確定等に伴う減額補正後につきましては省略させていただきます。新たに発生した事業や増減額の大きなものについて御説明をさせていただきます。

まず歳出になります。No. 1及びNo. 2、10款2項4目吉田小学校大規模改修事業、監理委託料及び工事請負費合わせて1億359万円につきましては、今年度予定をしておりました吉田小学校大規模改修事業が、国庫補助の一部不採択により、トイレ改修事業以外実施できなかったことに伴う減額補正でございます。

続いて、No. 3及びNo. 4、10款3項4目塩尻中学校大規模改修事業、監理委託料及び工事請負費合わせて2億6,115万円につきましては、今年度予定をしておりました塩尻中学校大規模改修事業が国庫補助の一部不採択により、こちらもトイレ改修事業以外実施できなかったことに伴う減額補正でございます。なお、両校の大規模改修関連事業費につきましては、平成31年度予算案に計上させていただいております。以上です。

高谷スポーツ推進係長（新体育館建設プロジェクト） No. 5の青少年スポーツ選手大会等激励金についてですが、全国大会や世界大会に出場する青少年に対して激励金を交付しております。今後、交付が見込まれる額の不足分について増額補正をするものです。以上です。

山田教育長 ありがとうございます。

太田教育総務課長 続きまして、5ページをお願いいたします。歳入になります。No. 1、一般寄附金、教育費寄附金300万円につきましては、恵まれない学童のための寄附金として現金100万円と、小学校教育振興のための寄附金としてこちらも現金200万円であり、それぞれ小学校の就学援助費及び図書購入費に充当してございます。

No. 2、教育費雑入の事業計画策定業務負担金57万1,000円につきましては、小中学校へのエアコン導入事業のCM事業者委託料に係る塩尻市辰野町中学校組合からの負担金となります。

No. 3からNo. 5、起債につきましては、合併特例事業債740万円は、広丘児童館建設事業に係る起債の組みかえによるもの。社会福祉施設整備事業債につきましては、保育園1億8,650万円、児童館3,520万円が、それぞれエアコン導入事業に係る一般財源からの組みかえによる起債の増額補正になります。以上です。

山田教育長 ありがとうございます。ただいまの件について、御意見、御質問ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、その他第2号につきましては、説明のとおり御承知おきいただきたいと思います。次に進みます。

○その他第3号 平成31年度教育委員会関係予算（案）概要<期間限定非公開>

山田教育長 その他第3号、平成31年度教育委員会関係予算案の概要です。引き続き非公開で進めます。資料は6ページから21ページとなります。事務局から説明をお願いいたします。

太田教育総務課長 それでは、その他第3号、平成31年度教育委員会関係予算案概要についてお願いいたします。資料は7ページからになりますけども、教育委員会関係の部分の抜粋になりまして、主な事業についてそれぞれ担当課長から御説明をさせていただきたいと思います。

まず初めに、教育総務課の関係になります。7ページ一番上の広丘児童館建設事業につき

ましては、広丘西保育園との複合施設として利用しております広丘児童館でございますが、児童数の増加に伴い、旧勤労青少年ホームの一部を併用してまいりました。今後、広丘地区の児童数の増加が見込まれることから、新たに児童館を建設するものです。想定する規模は定員150人規模。平成31年度は、旧勤青ホームの解体及び児童館建設工事を行い、2020年4月の開館を予定しております。なお、現在、広丘西保育園として併用している2階部分につきましては、2020年度に改修を行い保育園舎として活用する予定でございます。

下段の地域連携教育推進事業につきましては、コミュニティ・スクール、キャリア教育の推進や檜川地区の教育振興を図る事業でございます。また、キャリアパスポートの運用開始につきましては、小中学校のキャリア教育の充実を図るため、小学1年生から中学3年生までの振り返りができ、学びの記録となるキャリアパスポートの運用を新たに始め、子供たちが自身の将来を見通しながら、社会的自立に向けた資質や能力を身につけていけるよう取り組むものでございます。

次に8ページをお願いいたします。上段の給食運営事業諸経費につきましては、学校給食における食材の地産地消や安心安全を推進し、学齢に応じた適正な食品構成による給食を提供するため、物価上昇を踏まえ給食費の改定を行うものでございます。小学校は現在1食当たり290円を300円に、中学校は1食330円を350円に、それぞれ引き上げるものでございます。

中段の中学校仮設校舎整備事業につきましては、広陵中学校区内の児童生徒数増加により、今後教室不足が想定されるため、普通教室を増築するものでございます。なお、今後の少子化を考慮し、プレハブ校舎を5年リース後に無償譲渡して対応するものです。仮設校舎につきましては、軽量鉄骨平屋建て223平米で、普通教室2部屋・廊下・男女トイレの建設、それから既存校舎の渡り廊下23平米の設置となります。また、スケジュールにつきましては2020年1月に建築着手、3月からリース開始を考えております。設置場所につきましては、現在駐車場として利用しています学校敷地内西側を予定しております。

次に、下段の高等学校等振興事業につきましては、中信地区私学助成推進協議会からの陳情を受けて、平成31年度から私立高校学校運営費等補助金のうち、生徒割運営費補助金を増額するものでございます。生徒1人当たり現行3,300円を3,500円に引き上げるものです。対象生徒数520人を見込んでおります。以上です。

山田教育長 ありがとうございます。

青木こども課長 続きまして、資料9ページをお願いしたいと思います。ここからはこども課の関連事業になります。まず、1つ目ですが民間保育所支援事業、予算額は3億1,391万円余になります。こちらにつきましては、市内の私立保育園、市内の児童が通います認可外保育園に給付費を交付しまして、運営の負担軽減、それから児童福祉の向上につながるものでございます。また、1億3,670万円余の増額となっておりますのは、2019年10月からの国の幼児教育無償化によりまして、各施設の保育料の減収分を負担金として交付することが主な理由となっております。また、ゼロ歳から2歳児に特化をしました新規の小規模保育事業所の計画がありますことから、こちらの施設整備に対する補助金を交付するものでございます。

次に、保育所運営費1億9,724万円余につきましては、公立保育園15園の通常保育及び長時間保育、デイ保育等を行うための保育所運営に関する給付となっております。

次の育児支援推進事業 816 万円余につきましては、保育園に入っていないお子さんを対象としましたあそびの広場ですとか異年齢の交流事業、それから郷土文化伝承事業等の交流、また、保育園に行かれない病中・病後のお子さんをお預かりします病時・病後児保育事業によりまして、保護者の就労と保育の両立支援を行うものでございます。

次の保育補助員設置事業 765 万円余につきましては、公立保育園全園に 1 名ずつ配置をしておりますおじいちゃん先生、おばあちゃん先生によりまして、高齢者と子供のふれあいを通じまして子供たちの情緒や思いやりの心を醸成することを目的とした事業の費用となっております。

次に 10 ページになりますけれども一番上、給食運営費 2 億 8,910 万円余になります。現在、公立の保育園給食につきましては、15 園全ての園で民間業者への業務委託を行いつつ、心身の健全な発達や食習慣の定着を図ることを目的として、安心・安全でおいしい給食の提供を図っておるところでありまして、そのための費用となります。

次に、にぎやか家庭応援事業、予算額が 1,444 万円余となります。これは、平成 27 年度からの継続事業でなりまして、子育てしたくなるまち日本一を目指しまして独自に実施をしてまいりました多子世帯の保育料減免に加えまして、2019 年 10 月からの国の幼児教育無償化に対応しまして 3 歳以上児の保育料無償化を図るものでございます。

それから、その下 2 つになりますけれども、児童館・児童クラブ運営費、それから放課後キッズクラブ運営費、予算案はそれぞれ 4,656 万円余、316 万円余になりますけれども、子供の居場所づくりでありますとか生活・学習支援の場であります放課後児童クラブ、キッズクラブを引き続き運営、推進をしてまいるということで、増額になっているものにつきましては、よりきめ細やかな支援をすることを目的とした臨時職員の採用配置によるものでございます。

次に一番下、私立幼稚園支援補助金、予算案は 6,409 万円余になります。私立幼稚園の円滑な運営と保護者の方の経済的負担を軽減しまして、幼稚園利用の拡大を図るものでございます。1,651 万円余の増額となっておりますのは、こちらも 2019 年 10 月からの国の幼児教育無償化に対応しまして、幼稚園の減収分を補助金として交付することによるものでございます。こども課については以上でございます。

山田教育長 ありがとうございます。

百瀬こども教育部次長（家庭支援課長） それでは、11 ページをお願いいたします。家庭支援課になります。初めに家庭支援推進事業になりますが、720 万円余の減額になっております。こちらにつきましては、松本赤十字乳児院の建設補助金 700 万円が 31 年度減額となるものが主なものとなっております。事業内容につきましては、多様化する妊娠、出産、子育ての課題を解消するため、関係機関と連携をして妊婦、要保護児童等を支援するとともに児童虐待の予防を図るということで、引き続き、養育支援訪問員の配置、また、子ども家庭総合支援拠点及び要保護児童対策地域協議会を運営していく。また、今年度も行いましたが、虐待防止の講演会を開催してまいるのでございます。

次のこどもの未来応援事業につきましては、子供の貧困対策を含めまして、全ての子供が未来に希望を持って成長できるように市内の関係課を初め民間団体等とのネットワークを構築して、地域での子供の居場所づくりを促進するものであります。31 年度は、コミュニティ・スクールと協働をした講演会を開催するものでございます。

次に元気っ子応援事業になりますが、こちらについては元気っ子応援事業を推進していく経費になります。次年度については、元気っ子応援事業を含めまして育児不安への支援、子供に関する相談機関、また、18歳以降の支援をまとめ、市内外に発信をできるパンフレットを作成するものでございます。

最後、まなびサポート事業になりますが、個別の配慮が必要な児童生徒に対して、一人ひとりの教育的なニーズに応じた適切な学習環境を提供するため、市内の小中学校に支援介助員23人を配置するものでございます。以上です。

羽多野子育て支援センター所長 それでは、子育て支援センターの関係になります。12ページをごらんください。子育て支援センター事業でございますが、えんぱーくと吉田支所に隣接する施設、市内2カ所がございます子育て支援センターの運営費でございます。平成31年度につきましては、現在建設中のえんてらすに北部子育て支援センターが移転するのに伴いまして、移転後の旧北部子育て支援センターの解体工事費が含まれており、前年度より1,880万円余増額の2,640万3,000円の予算となっております。

その下、ファミリーサポートセンター事業でございますが、子育て家庭の育児援助や、育児と家庭の両立を支援するために、ファミリーサポートセンターを運営する費用111万1,000円でございます。以上になります。

山田教育長 ありがとうございます。

高谷スポーツ推進係長（新体育館建設プロジェクト） 資料をめくっていただき13ページ、新体育館建設プロジェクトです。新体育館建設事業は、実施設計を新年度当初に完了させ、現時点では起工式を7月上旬に予定し、建設工事を始めていきます。平成31年度は躯体工事が主となっております、再来年2020年度中の完成に向けて事業を進めてまいります。私からは以上です。

山田教育長 ありがとうございます。

胡桃市民交流センター・生涯学習部次長（社会教育課長） 続きまして、14ページをお願いします。社会教育課の関係でございます。生涯学習支援事業でございます。こちらは、これまでの生涯学習支援事業に加えまして4月1日よりロマン大学を、現在の長寿課から社会教育課が担当することになりましたので、その分増額としまして130万円余の増額となっております。

続いて、全国短歌フォーラム事業でございます。第33回全国短歌フォーラム in 塩尻を9月21日に一般の部、11月23日学生の部を開催する予定でございます。その下、文化会館運営事業でございます。レザンホールの運営に関しまして、塩尻文化振興事業団に指定管理をお願いをしているものでございます。

続いて、文化会館改修事業でございます。今年度予算に比べまして5,200万円余の減額となっております。こちらは、今年度改修事業が行われます冷温水発生機の改修工事が6,000万円余でございますので、そのための減額となっております。

続いて、公民館分館施設整備事業でございます。こちらは、市内にございます公民館分館の整備事業に対しまして補助金を交付するものでございます。来年度につきましては、大門五番町、柿沢、金井、峰原、桔梗ヶ原分館の5分館につきまして補助金を交付するものでございます。

続きまして、総合文化センター管理事業でございます。こちらにつきましては、1,23

2万円の減額となっておりますけれども、来年度は1,000万円をかけてトイレ改修事業、また、600万円をかけて受動喫煙防止対策工事を実施する予定でございます。

その下、公民館事業につきましては、市内にございます10地区の公民館事業に対する事業費でございます。

資料おめくりいただきまして、最上段でございます。北部交流センター管理諸経費でございます。7月1日オープンを目指してございます北部交流センターにつきまして、開館記念事業、並びに施設を周知するための広報等、また北部交流センターの管理運営、事業の実施に係る経費7,346万円余を計上させていただいたものでございます。

飛びまして最下段、青少年育成施設運営事業でございます。こちらは市内にございます青少年健全育成施設、塩嶺体験学習の家並びに柏茂会館の管理運営を行う費用でございます。

16ページ2段目、国指定文化財修理事業でございます。こちらは、本年度寄贈を受けました重要文化財、小松家住宅の修理を受けまして、耐震診断を実施するものでございます。

その下、県指定文化財修理事業につきましては、昨年9月に被災しました県指定文化財、小野神社の本殿の復旧事業を実施するものでございます。

短歌館運営事業につきましては、広丘にございます短歌館の運営に係る経費でございます。その下、自然博物館運営事業につきましては、小坂田公園内にございます自然博物館の運営に係る経費でございます。

2つ下、重伝建整備事業につきましては、奈良井及び木曾平沢につきまして、修理修景事業を行う方に対しましての補助金でございます。木曾平沢、奈良井ともに3件ずつ、計6件の修理修景を行うものでございます。

その下、檜川地区文化施設運営事業でございます。檜川地区にございます木曾漆器館、贅川関所、中村邸3館の施設管理運営を行う経費でございます。

最後に、芸術文化事業でございます。こちらは、市芸術文化事業5事業の開催及び活動団体の支援をするものでございます。

続いて、文化財については平出博物館長から申し上げます。

小松平出博物館長 それでは、資料戻りまして15ページ2段目になります。平出博物館運営事業ということで、平出博物館の管理運営が主なものになりますけれども、学習機会の提供ということで講座の開催、そして展示会の開催、そして来年度は展示ケース内の照明・内装の修繕等を行います。

その下、平出遺跡公園事業ですけれども、史跡平出遺跡の活用を行うということを主に行いまして、その中で体験学習活動の開催、そして傷みました復元住居の屋根の修復等々を行うものです。

その下、ひらいでの里魅力づくり事業ですけれども、地域の歴史文化・自然・景観等の貴重な資源を生かした事業展開を図るということで、8月31日、9月1日には縄文シティサミット、そして同じく9月1日にはひらいで遺跡まつりを開催いたします。

続きまして、16ページになりますけれども上段、埋蔵文化財保護事業になります。こちらにつきましては、開発事業等に伴う埋蔵文化財の発掘調査を主なものとしておりまして、来年度主な事業といたしましては、下水工事に伴います丘中学校遺跡の発掘調査を予定してございます。

また、上から6段目になります本洗馬歴史の里運営事業につきましては、県史跡釜井庵及

びその周辺の本洗馬歴史の里の資料を活用いたしまして、地域に根ざした歴史活動を行ってまいります。以上です。

山田教育長 ありがとうございます。

高谷スポーツ推進係長（新体育館建設プロジェクト） 資料をおめくりいただき、17ページになります。スポーツ推進課です。市民スポーツ振興事業は、主に第11回しおじりぶどうの郷ロードレース大会の事業を実施するものとあります。

競技力向上事業は、市民体育祭等大会の実施を体育協会に委託するものとなっております。スポーツ振興と競技力向上を目指すものです。

一番下の体育施設整備事業は、老朽化した体育施設の修繕を行うものです。北部公園のテニスコートの人工芝の張りかえ、トレーニングプラザの屋根の防水補修工事、また、市営球場の危険箇所について修繕を実施するものです。私からは以上です。

山田教育長 ありがとうございます。

嶋崎男女共同参画・若者サポート課長 続きまして18ページ、男女共同参画若者サポート課でございます。社会人権教育推進事業につきましては、差別のない明るい社会を目指し人権教育の推進を図るものでありまして、地区人権教育推進会議、分館人権学習会、企業に対する人権学習・研修会、豊かな心を育む市民の集いなどを開催するものでございます。

人権推進啓発事業につきましては、地域、学校、人権擁護団体と連携のもと、人権啓発を推進し、偏見や差別のない社会を目指すものでございます。CAPプログラム、デートDV防止研修、街頭啓発などを実施してまいります。

男女共同参画事業につきましては、女性も男性もともに活躍できる社会を目指し、各種講座等を開催してまいります。また、男女がともに創る「子育てしたくなるまち」に向け、ライフステージに合わせた講座を開催してまいります。

青少年育成事業につきましては、青少年補導センターを運営し、青少年の健全育成を推進するとともに、子ども会育成会の活動を支援して児童生徒の自主性、社会性の向上を図るものでございます。

一番下、若者サポート事業につきましては、ニートやひきこもり等の困難を抱える若者の社会的自立を支援するものでございまして、若者相談業務、若者就業サポート事業を実施するものでございます。この若者就業サポート事業は、来年度産業政策課から男女共同参画・若者サポート課に移管となる事業でございまして、若年無業者の職業的自立に向けた就労支援を行うという内容でございます。以上です。

山田教育長 ありがとうございます。

山崎交流支援課長 19ページごらんください。交流支援課です。上段、市民交流センター管理諸経費でございます。1億2,900万円余。施設の維持管理と計画的保全を行うための予算。1つ目が施設管理委託料として、警備、清掃、機器の保守、そういったものにプラスして委託をしています。2つ目の施設管理分担金は、えんぱーく管理組合が管理する共有部分について、同じく警備、施設清掃等の施設管理をする、それに対して分担金を払っているというものでございます。最後、営繕修繕ですが、長期修繕計画が主なものに等なりますが、例えば耐用年数が決まっているような蓄電器でありますとか、定期的な防水塗装で雨漏りを防止する計画的なメンテナンス、突発的な修繕が必要だとか、そういったことを実施するものでございます。

その次、市民交流センター交流企画事業、1,500万円余であります。えんぱーくは「知の集積拠点」として5つの重点分野を融合した事業を実施しております、具体的に言えば、こどもおじりでありますとか、ちびてつ、tent（テント）、エカキッズ、たまたま今週末あります、こどもアトリエタウン、そういった知を伸ばすようなイベントを企画する、そういった予算でございます。

その次、協働のまちづくり推進事業であります、行政と市民が対等なパートナーシップによって公共を担う「協働のまちづくり」を推進するための協働の担い手となる団体の育成と支援を行う事業でございます。中間支援組織、えんのわという団体になりますが、ずっと連携して団体を支援していく。まちづくりチャレンジ事業、これを運営して自立を促す。あるいは市民大学プラットフォーム、これをアルプス大学が実施しておりますのでそういったものを活用した、市民が先生、市民が生徒といった講座を実施するといったものであります。

次、20ページは市民交流センターのパソコンでありますとかネットワークに関する保守に関する予算でございます。私からは以上です。

山田教育長 ありがとうございます。

宇治橋図書館係長 最後の21ページです。図書館事業諸経費です。予算額は8,371万2,000円です。本館、分館の図書館機能の整備と充実を図るため、おはなし会や工作など、本に親しめる企画を提供し、図書館利用を広めます。資料やデータを活用して利用者の課題解決を応援し、満足度の高いサービスを提供します。7月にオープンする北部交流センター広丘図書館の開館と、秋に移転する檜川分館の整備を行います。

本の寺子屋推進事業です。予算額は252万4,000円です。作家、出版社、書店等と連携して本の可能性を考える「本の寺子屋」を開催し、講演会や企画展を通じて生涯読書を推進します。また、子供たちに本の魅力を伝える「子ども本の寺子屋」を開催します。

図書館サービス基盤整備事業です。予算額は5,981万4,000円です。児童図書や一般図書、地域資料の充実を図り、多様なニーズに対応する資料やデータを整備します。また、広丘図書館の開館に当たり図書等を購入します。以上です。

山田教育長 ありがとうございます。

それでは、31年度教育委員会関係予算（案）の概要について、御意見、御質問ありましたらお出しください。

石井委員 それではお願いいたします。教育委員会関係予算ということで、非常に幅広い御提案が出てございます。31年度なんですけれども、特色ある1年だろうなというふうに感じております。選挙イヤーであったり、あるいは市制60周年という年になるわけでございますが、今、お聞きした予算の範囲内では、特にそういった背景を踏まえてこれをやるというような話は見当たりませんでした。もし何かこれ以外に、そういった31年度ならではのバックグラウンドを活用して、一步前進した市民サービス提供というものが、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。お願いいたします。

山田教育長 そうしたところと予算について。

胡桃市民交流センター・生涯学習部次長（社会教育課長） 特に予算は計上してございませんけれども、現在、60周年記念を目指しましてデジタルアーカイブという形で、事業を進めてございます。各地区に回りまして、お家に眠っている古い写真をデジタル化いたしまして、それを今、図書館のほうで一元管理してございます。これを60周年を記念としましてパネ

ル化をし、各地区で展示をすとか、あと北部交流センターの開館がございますので、そのときに展示をし、古い町並み人並み、それから人の営み等を思い起こしながらこれからの未来を考えてもらうという機会にできればという事業を、実施する予定でございます。

石井委員 よろしくをお願いします。

中野こども教育部長 今、お話しいただいて、新聞にも書かれてましたけど、こども教育部の関係で言いますと、市長、平成27年からでしたか、子供に関する予算づけということで、毎年1億円3年間予算化を重点施策としてやってきております。その中の、ちょっと定かではありませんが、確か6割から7割くらいが教育委員会の関係の予算だということで、子育てしたくなるまち日本一の関連予算ということでやってきております。そういった予算が3億円あり、この予算の継続が一つはずっとあります。そんな中で来年度につきましては、見ていただいたようにハード事業がたくさんございますし、エアコンの設置も今年度補正予算で対応して来年度に引き続きやっていくというものもございまして、それプラス市としての大きなハード事業である新体育館の建設もございますので、その中の市の全体的な予算立ての中で、なかなか新しい事業、これぞというものが出てこないわけでございますけれども、ソフト面と言いますけどその中で、きょうの前段の話もございましたけれども、教育委員会の中の連携、教職員の働き方改革もそうですけども、そういったところもそうですが目に見えない連携の部分でそういったことをしながら、先生に対しては働き方改革を進めたり、私も職員も連携を深める中で、いろんな相乗効果をもたらすようなことをしていくということで考えておりますので、主立った新しい事業というものはないという状況でございます。

山田教育長 よろしいでしょうか。

石井委員 なかなかそういった年ごとのタイムリー感というのは出しづらい事業が多いのが現実なのか、実情なのかと思いますけれども、タイミングを捉えていくということは必要なことだと思いますし、またそれぞれの事業に大勢の方が、特に子育て世代の方が参加されているということ、ともすれば行政への関心が薄いと言われておるわけでございますので、ぜひタイミングを捉えたアプローチをしていただければありがたいなと考えているわけでございます。御回答ありがとうございました。

林委員 教育総務課のほうで2年間続けてきたと思うのですが、英語と数学の子供たちのレベルアップということで、検定の費用を負担するという事業があったんですけども、それはどうなんでしょうか。実際の利用している生徒さんとか、31年度はどういうふうになっているのかってことをお聞きしたいということと。あと8ページの高等学校等振興事業のところ、各種学校運営補助金というところで、対象校が1校ってありますけれども、差し支えなければその学校名を教えてくださいと思います。

それとあと18ページの、若者サポート事業ですけども、以前、この9万9,000円で一体何をやるのだと、意見言ったと思うのですが、31年度は300万円、ニート、ひきこもり等困難を抱えた若者の社会的自立ということで予算がついてはいますが、先ほど、若年無業者の就労支援というようなこととお話があったのですが、もう少しわかる範囲で、より具体的に話していただきたいということと、やはりこれはとても大切なことだと思うので、続けてしっかりやっていっていただきたいという思いも込めて、より具体的にお話を聞きたいと思います。以上です。

山田教育長 それでは、今、3点についてお願いいたします。

太田教育総務課長 まず初めに、学力向上助成事業になります。英語や数学の検定の受験料の一部補助でございますけれども、来年度も同額の予算は確保するつもりでおります。実際のところ29年度も、今、正確な数字持っていないくて申しわけありませんが、見込んでいたよりは手続きが少ない状況でございました。今年度においても多分同程度の人数くらいになるのではないかと思います。今後、よりPRのほうを、力を入れさせていただきたいとかがえております。一番効果的なのは、先生からお話を届けていただけるのがいいのかなと希望しておりますし、32年度からの小学校の英語の教科化、それから大学入試試験も32年度から変更になってきますので、そういった動きが直接子供たちあるいは親たちに関心が強くなるということになれば、自然と申請がふえてくる可能性もございます。そういったところも見ながら継続はしていきたいと思っております。

それから、8ページの高等学校等振興事業につきましては、各種学校運営費補助金、対象1校は市内の笠原学園さんが対象になっておりまして、低い額ではございますが、補助をさせていただいているという状況でございます。以上です。

嶋崎男女共同参画・若者サポート課長 若者サポート事業で来年度約300万円増額になるわけですが、その増額分が産業政策課から移管となる若者就業サポート事業の費用になります。具体的な内容につきましては、就業や職業に関する相談やカウンセリングの実施、それからマナーやコミュニケーション力を向上させるための講座ですとか、面接の練習など就労に向けたスキルアップの講座の開催、それから、実際に数日間企業で働いてみるというような体験就業プログラム、このようなことを実施し、若年無業者が職業的な自立に向けて社会で活躍できるような就労支援を行っていくという内容でございます。

林委員 今のそういうのは、例えば親御さんが相談に行くわけですか。

嶋崎男女共同参画・若者サポート課長 ひきこもりの方の相談とは別で、外には出ることはできるけれども仕事に就いていないという方が対象になりますので、基本的には本人が相談に来ることとなります。

林委員 学力のスキルアップの手当ですけども、手続きがちょっとやっかいという印象を受けます。確かに市の大事な税金から戴くからそのくらいの報告と義務というのは当たり前だとも思うのですけれども、検定を受けて可否とか、だめでも補助はもらえるということですが、それがちょっと面倒くさいというか、その割合に補助金額が少ないような印象を受けます。その辺改善したりするということは検討できないでしょうか。

太田教育総務課長 実際に補助する額は、検定によって差がありますが、一律的には、本人には1,000円は負担していただいて、残りを補助させていただくという仕組みでございます。補助額が低いのは、より多くのお子さんを対象にしたいというのが一つの狙いで、まずは、この検定受験を目標に学習に取り組んでもらうことを目的としております。手続きにつきましては、なるべく煩雑にならないように今の形を考えたところでございますので、これをさらにとということになると、例えば悪用されるようなことも想定されますので、もうしばらくはこの状況を続けながら、さらに先ほど申し上げたPR活動も力を入れて、状況よく見ながらやっていきたいと思っております。

林委員 ありがとうございます。

山田教育長 ほかの点ではよろしいでしょうか。

小澤教育長職務代理者 2点お願いします。1つ目は7ページ、キャリアパスポート、ことし

の施策の目玉の一つだと思います。この事業は、塩尻市オリジナルのものなのかどうか。ここを教えてください。もしどこかで先進例があれば、このキャリアパスポートの有用性に触れていただければ、勉強になると思います。そしてこれをどういうふうにも有効活用するのか、これをどういうように子供たちに下ろしていくのか、そこら辺のところも語っていただければありがたいというのが一つ。あとは、私個人の考えですけれども、今回行われるキャリアパスポートは子供向けです。教職員向けのキャリアパスポートってあれば、いいなあなんてこと思うんです。教員、公務員もそうかな、自分が教員になってから退職するまで、どういうキャリアを積んできたかというパスポートがないんです。これをどこかの市町村でつくってサンプルを出せば、教員のキャリア育成には相当大きなメリットがある、なんてことを今になって思うんです。塩尻市、ひとつやってみないですか、というようなことを要望として、つぶやきとして添えさせていただきました。これが1つ目。

2つ目です。9ページ。民間保育所支援事業と公立の保育所運営費、この2つの項目を重ねながら意見を述べたいと思うんです。公立保育所の運営費欄に、ことしの入園希望者数は昨年よりふえております。計算してみると104人多かった。少子化と言われる中でふえているってことは、3歳児未満の子供が応募しているのかな、なんてことを勝手に思うんですけれども、それを腹に置いて、民間の保育所には1億4,000万円の補助金を出している。一方、公立の保育園は860万円。変な見方ですけれども、一概には言えないと思うんですが、そうすると3歳児未満の受け入れは、本市は民間の保育所が担うこととなるのかな、なんてことを勝手に思っちゃうんです。民と官がギブアンドテイクでいいんですけれども、そういう解釈は拙速なのかどうか。背景を教えてください、それが2点目です。以上です。

山田教育長 それでは、キャリアパスポートについて教育総務課長。

太田教育総務課長 北海道の羅臼町、秋田県の大館市ではすでに取り組みを行っております。国からも、キャリアパスポートを導入する当たって参考様式が国から示され、本市は国の様式等に基づいたものを教員の皆さんと検討する中で、塩尻市に合った内容のものをつくり上げてきたところでございます。

既に取り組んでいる自治体の効果としましては、実施している学校の児童生徒については、自己の生き方や進路を真剣に考えている子供たちの割合が、実施していない学校に比較して小学校で30ポイント、中学校で20ポイント程度高くなっていくというような効果もあると言われております。小学校1年生から中学校3年生まで9年間、1人のお子さんが毎年毎年このパスポートを積み上げていくものになりますので、正直申し上げて10年以上たないと効果が見えてこない可能性もございます。長い目で見ていきたいと考えております。

あとは、教員のキャリアパスポートはどうかという御意見もございました。ただ、私思いますに、負担感の強い教員の職場に、これを導入するとなるとさらに反感を買うのではないかというのが正直な意見でございます。ですので、子どもたちが9年間これを継続して続けて、その子たちが大人になったときに、経験を生かした働き方ができるのではないかと、成長できるのではないかと、期待したいと思っております。以上でございます。

山田教育長 ありがとうございます。

青木こども課長 それでは、ただいま御質問ございました民間保育所、それから公立の保育所との違いと言いますか、その辺の扱いの差ということになるかと思っておりますけれども、おっしゃるとおり、最近特に3歳未満児を中心に保育園への入園希望がふえてきております。

こちらにつきましては少子化という状況でございますけれども、それと反比例をする形で現在のところ伸びてきておりまして、これは長野県のほうの見解ですけれども、こういった傾向はもう七、八年は続くのではないかと、そのころをピークとしまして、また下がってくるのかという予測を立てているとのことでございます。こちらの補助金と言いますか予算額の違いにつきましては、やはり公立の保育所につきましては公的と言いますか、こちらの場合はほとんどが公立の保育園ということで、市が公設、公営という形で運営をさせていただいておりますし、民間保育所の場合はやはり公的な資金が非常に頼りになると言いますか、そうでないとなかなか運営的にも厳しいというような面もございます、こういった金額の差として出ていると思っております。特に新年度につきましては、先ほども申し上げましたとおり、国の幼児教育の無償化ということで、保育園に実際入ってくる保育料が、特に3歳以上の場合無償化ということではなくなるものがございますから、その分をさらに国なり県なり市で逆に補填をしていかないと、民間の保育園の場合なかなか成り立っていかないのかなというところがございまして、その分の差であると考えております。

それから、保育園への入園調整につきましては、これは国の法律で定められておりまして、公立あるいは私立の保育園、認可保育園の場合ですけれども、こちらは区別なく市のほうで入園調整をすることというように決まっております。これは保育を受けられる方が、その公平性を失ってはいけないということで、それぞれの園の特徴によって公立の保育園に入りたいていう方もいらっしゃると思っておりますし、私立の保育園に入りたいていう方もいらっしゃるということもございますので、その辺の公平性を観点に置いた上で、市が全部の保育園を全て調整することということになっておりまして、現在でも私どものほうで公立の15保育園に加えまして私立の保育園1園と、それから認定こども園1園の保育園部分、こちらのほうの調整を、全く同じレベルと言いますか、同じ基準で調整をさせていただいておりますので、そういった意味では特に3歳未満児が今後、私立の保育園のほうに批准が大きくなるかそういったことは恐らくなくて、全く同じ基準でこれからも調整を行ってまいりますし、保護者の方もご自分のお考えに従ってお選びになっていくのかなというように考えております。以上でございます。

山田教育長 あとはよろしいでしょうか。

林委員 1つお願いと1つお聞きしたいことですが、インフルエンザが猛威をふるってました。小学校とか保育園が学級閉鎖とか来てはいけないというふうになった場合に、共働きのお家の方は、子供さんをどのようにしていたのか。大変お困りではなかったのかと推察します。その場合、例えば午前中から児童館で預かってもらえるのか、お聞きします。

あと、16ページのところで、埋蔵文化財保護事業というところに丘中学校の遺跡の発掘調査というのがありますけれども、ちょっとその規模がわからないのですけれども、実際、発掘をやるときに中学校の生徒だとか、吉田地区、野村地区というか丘中管轄の地域の住民の方にも声をかけて、みんなでやったら楽しいかなと思えました。これはお願いです。

山田教育長 インフルエンザについては。こども課長。

青木こども課長 ただいまのインフルエンザの関係で、公立の保育園に関しましては、基本的には学級閉鎖とか休園というものは想定してございません。要は、例えばたくさんのお子さんがインフルエンザになったからといって保育園の運営を閉じてしまいますと、やはり共働きのお母さん、お父さんですとか、保育を本当に必要とされている方の行き先がなくなって

しまいますので、基本的には学級閉鎖とか休園することはないという想定でやっております。ただ、例えばそこに勤務する保育士が、かなりの人数で例えばインフルエンザに罹患したということで、もし保育園が開けないということになりますと、その辺は状況を説明しながら、各御家庭に御協力をお願いするというような形をとることはあろうかなと思っておりますけれども、基本的には保育園は開けているといった状況もございますし、当然、職業の区別をするわけではございませんけれども、例えばインフルエンザ関連で、お勤めになっていらっしゃる方、例えば医療関係者の方とか、そのような方は特にその仕事に従事をしなくてはいけないという状況がございますので、その方のお子さんも当然お預かりするということがございますので、基本的には休園等はしないということで、御了解をいただければいいかなというふうに思っております。

それから児童館の利用につきましては、やはり基本は学校の学級閉鎖なり学校閉鎖というものを基準にさせていただいております。ですので、蔓延防止のためということもございまして、もし自分のクラスが学級閉鎖になっているような場合は、そのクラスのお子さんについては利用いただくことを御遠慮いただくということで、そういう場合は御家庭の方に保育の御協力をお願いしているといったことでございます。

林委員 ありがとうございます。

山田教育長 そのほかはよろしいですか。

小松平出博物館長 今、丘中学校遺跡の発掘調査について意見ございましたけれども、発掘調査は幅1メートル長さ200メートルぐらいの予定ですので、一般の方が参加できるような状況ではありません。ただ、場所は丘中学校と野村グラウンドの間が対象になりますので、一般の方も通りながら見られるような状況にはなろうかと思えます。

委員 そうですね、わかりました。

石井委員 お願いいたします。保育所等利用関係なんですけれども、入園希望者数がふえているという資料があるわけなんですけれども、そういった中、保育所への入所選考、非常に労力もストレスもかかっているという話を聞いております。そんな中、せんだって、AIを活用して数千人規模の選考を数秒で完了するソフトが提供開始されたというニュースをお聞きいたしました。どの程度のものかはちょっと私も把握してないんですけども、負担軽減ですとかストレス緩和、あるいはこれは御家庭側にとっても選考理由というものの透明度が通じやすくなって有効なものかなと思えますが、活用のお考えはありますでしょうか。

青木こども課長 ただいまのお話がありました保育所の入園調整におきますAIの活用ということでございますけれども、現在のところは実証実験を行っているという段階でございます。通常の手によります保育所の入園調整、それから人工知能、AIによります入所調整を今、平行して行っております。両者にどのくらいの乖離があるかということを検証をしておる段階でございます。その内容によっては、やはりAIのほうが当然数秒で済みますが、そのための作業というのは人の手による部分が多くなるものですから、全く、例えば今まで一月二月かかっていたものが本当に数秒で終わるということではありませんが、今、同時進行をしながらどうなのかというところを研究しておるところでございます。もしこれが非常に有効であるということであれば、次年度以降の導入、あるいは他分野への応用というようなものも可能になってくると考えております。ただ、人工知能の導入につきましては、やはりそれなりの費用が発生してまいりますので、その辺の費用対効果と人件費ですね、そ

ちらも比較しながら慎重に進めていく必要があるかと思っております。

全くそれと別の話になるかと思えますけれども、本年度、私どものほうでも、昨年度までの反省に立ちまして、各担当でかなり工夫をしまして事前にいろいろと改善点などを洗い出す中で、入所選考の方法と言いますか、方法自体は変わらないんですけれども職員の事業実施の進め方についての改善を図っております。例えば今までですと、第1希望の入られる方につきましては特に架電を差し上げないんですが、第2希望以下の方には全てお電話をさせていただいて個々の状況を聞き取りながら入園調整をさせていただいたということがございますけれども、ことしにつきましてはあらかじめ第1希望から第3希望の方については、お電話を差し上げないという周知をさせていただく中で、第4希望以降の方にお電話を差し上げるといったやり方をしております。それから、入園調整自体の進め方につきましても、今まで電話の中でお聞きをしていたそれぞれの御家庭の状況ですとか御事情、御希望などを事前にアンケートのような形で書いていただきまして、それに基づいて調整をさせていただくという方法をとらせていただきましたので、大分改善が図られて職員の負担も少なくなっているといったような状況でございますので、そういったことも比較しながら、A Iの導入というものの研究をして参りたいと思っております。以上でございます。

山田教育長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

石井委員 はい、ありがとうございます。

山田教育長 それでは、ここでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日予定されております案件は以上で終了いたします。

その他、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

林委員 済みません、いいですか。ちょっと時間が延びているのに申しわけありません。私、昨年に続き、塩尻市志学館高校の総合研究発表会に出席しました。それで新たな驚きと感動があったので、ここで御報告させていただきます。

短編映画を制作した男子生徒がいて、彼はQRコードからユーチューブに動画配信をするという方法で作品を発表していました。それで今時の若者だっていうことで、SNSを使った手法に感心しました。

次に、3人の兄弟、例えば一番上、真ん中、末っ子、それぞれの立場を肯定的に捉える、元気が出る兄弟の絵本づくりに挑戦した女子生徒がいました。彼女はクラスと講座の仲間から、自分が親からどんな言葉をかけられたときにうれしかったのか、どんなことを自分は幼児期に頑張っていたのかをアンケートにとり、それをまとめて一番上の子、真ん中の子、末っ子のそれぞれを主人公にした絵本を3冊作りました。その作品は絵のタッチも柔らかくて温かい、本当にぬくもりのある絵本ができ上がり、絵本自身もすばらしく感動しましたけれども、それ以上にすごく感心したことは、その絵本を持って児童館に行って、実際に小学生に本を手にとって読んでもらい感想をまとめたことです。同時に児童館の職員方にも手にとって読んでもらい意見やアドバイスをいただきました。小学生や職員の先生から意見を聞くことで、彼女自身が絵本を通して今まで子供たちの捉え方とか見方というものを、より深くすることができたことを、話を聞いて確信しました。将来、この経験を基にさらによい絵本を作っていただくことに期待したいと思い、感動を持って発表会を見てきましたので、この場を借りて御報告させていただきます。以上です。

山田教育長 ありがとうございます。あとは委員の皆様からはよろしいでしょうか。

事務局のほうからはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

6 閉会

山田教育長 それでは、以上をもちまして2月定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

○ 午後3時59分に閉会する。

以上

平成31年3月22日

署 名

教 育 長

同職務代理者

委 員

委 員

委 員

記 録 職 員 教 育 総 務 課
教 育 企 画 係 長
